

新座市学童野球連盟

審判部規定

新座市学童野球連盟規約第12条に基づく審判部規定を、次のとおり定める。

1. 目的

本規約は、新座市学童野球連盟規約第二章の「目的及び行事」を遂行することを目的とし、つぎのを行う。

- (1) 審判技術の向上に関する研修及び審判員の資質の向上に関すること。
- (2) 連盟主催の大会における試合の運営に関すること。
- (3) 審判部の運営に関すること。
- (4) 他連盟との連携協力及び審判規則等の整合に関すること。
- (5) その他公認野球規則の審判員にかかる事項の遂行に関すること。

2. 審判部総会及び召集

審判部総会及び部会の召集は、理事長又は審判部長が行う。

- (1) 審判部の総会は、年1回定期的に行う。その他必要に応じ召集することができる。
- (2) 審判部総会の出席は、各チーム登録審判員のうち3名とし、3分の2以上の出席をもって成立とする
(委任状を含む)
- (3) 総会の議長は、理事長、又は審判部長が務める。

3. 審判部員の登録

審判部員の登録は、次のとおりとする。

- (1) 審判部員の登録は、毎年行い、登録者数は各チーム5名以上とする。
ただし、審判員の追加登録は、認めるものとする。
- (2) 指定審判員の登録、各チームは年初の登録時に必ず指定審判員(チーム責任審判員との兼任可)として1名を届けなければならない。

4. 審判部役職

審判部に、次の役職を置く。

- (1) 審判部長1名。ただし、理事を兼ねる。
- (2) 審判副部長2名。
審判部長に不都合がある場合は、審判部長(理事兼務)の権限を有し対応する。
この場合の副審判部長1名については審判部長が任命する。
- (3) 審判部地区幹事6名

5. 審判部役職の選任及び任期

- (1) 審判部役職の選任は、登録審判員のうち各地区から幹事3名ずつ合計9名を選出し、それぞれ互選により決定する。
- (2) 審判部役職の任期は、2年とする。ただし改選は連盟規約に連動する。

6. 審判部の権限

審判部長は、審判部を統括し、連盟審判部を代表する。

7. 審判部決議事項の扱い

審判部総会又は審判部会において決議された事項のうち連盟規約等に盛り込むときは、理事会に諮ったのち総会の承認を得るものとする。

8. 審判部員の職務

審判部員は、審判部長の指示するもののほか、連盟に帰属する審判用具及び備品等について管理し、必要に応じて審判部長又は理事長に報告するものとする。